

公 示 公 告

令和3年1月18日

次のとおり見積り合せを実施します。

最高裁判所

支出負担行為担当官

最高裁判所事務総局経理局長 氏 本 厚 司

- 1 件名
音声翻訳機の購入
- 2 調達内容、引渡期限及び引渡場所
別添「仕様書」のとおり
- 3 見積書提出期限及び見積書提出場所
別添「見積り合せ要領」のとおり

見積り合せ要領

件 名：音声翻訳機の購入

最高裁判所

支出負担行為担当官

最高裁判所事務総局経理局長 氏 本 厚 司

1 一般事項

本見積り合せ要領（添付資料及び別紙を含む。以下「本要領」という。）は、最高裁判所（以下「裁判所」という。）が令和3年1月18日に公示公告した「音声翻訳機（以下「物品」という。）の購入」に係る見積り合せに際して見積書提出者が了知し、遵守すべき事項等を規定したものです。

本要領の交付を受けた者は、裁判所から提供を受けた文書、データ等すべて（本要領のほか、追加資料を含む。以下、総じて「裁判所提示文書」という。）について、第三者（他の提出者を含む。）に漏らしてはならず、裁判所提示文書を本調達手続以外の目的（広告、宣伝、販売促進、広報を含む。）に使用してはなりません。

見積り合せに参加しようとする者は、本要領の内容を十分に了知の上、裁判所の調達条件のすべてを承諾して見積書を提出しなければなりません。

なお、見積り合せに参加できる者は、最高裁判所から指名の対象外とすることを定める措置を受けていない者に限ります。

2 見積り合せに付する事項

(1) 件名

音声翻訳機の購入

(2) 内容、引渡期限及び引渡場所

仕様書のとおり

(3) 見積書提出期限及び場所

ア 見積書提出期限

令和3年2月10日（水）（郵送又はファクシミリによる提出可）

※ファクシミリの場合は、追って原本を提出する必要があります。

イ 見積書提出場所

〒102-8651 東京都千代田区隼町4番2号

最高裁判所事務総局経理局用度課物品調達係

3 参加者は、上記2(3)ア及びイのとおり見積書を提出してください。

なお、見積金額は、消費税課税業者については、消費税及び地方消費税の金額（税率は10パーセント）を必ず記載してください。

ただし、消費税課税業者が消費税及び地方消費税の課税金額を明示しない場合には、消費税及び地方消費税が含まれているものとして扱います。

4 見積書の提出期限（2(3)ア）を徒過した場合は、無効とします。

5 契約の相手方について

(1) 受注者は、見積書記載金額（消費税及び地方消費税金額を含む。）が、裁判所が定めた予定価格以内で、最低の金額の見積りをした者としてします。

(2) 同額の見積書を提出した者が2者以上あるときは、その同額の見積書を提出した者において、別途指定する日時までに再度見積書を提出してもらい、前回の見積書の金額以下で、かつ、最低の金額の見積りをした者を受注者としてします。

(3) 上記(2)において、同額の見積書を提出した者が2者以上あるときは、別途指定する日時において、くじ引きにより受注者を定めます。この場合、くじを引かない者があるときは、これに代わって当庁の指定した職員がくじを引きます。

6 供給物審査

- (1) 納入する供給物が本仕様を満たすことの確認のため、別添仕様書の参考規格に定める物品以外のものを供給する場合は、「供給物審査願」（表紙を除き、書式は任意）を提出するものとします（別紙様式）。ただし、参考規格に定める物品を供給する場合は提出不要です。
- (2) 供給物審査願に関して説明を求められた場合には、提出者の負担において完全な説明をしなければなりません。
- (3) 提出期限
令和3年1月28日（木）午後5時
- (4) 供給物審査願の提出者は、審査結果について、令和3年2月4日（木）から見積書提出期限までの間に最高裁判所事務総局経理局用度課物品調達係に問い合わせることができます。

7 照会

本要領の内容に関し、合理的と認められる照会は次の窓口で受け付けます。

- (1) 受付窓口
〒102-8651 東京都千代田区隼町4番2号
最高裁判所事務総局経理局用度課物品調達係（担当：平山）
電 話 03-3264-5863（ダイヤルイン）
FAX 03-3234-0923
（FAXによる場合は、事前に電話連絡をお願いします。）
- (2) 受付時間
午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後4時まで
（裁判所の休日を除く。）
- (3) 照会締切
令和3年2月3日（水）午後5時

8 その他

見積書の作成及び提出にかかる費用等は、提出者の負担とします。

別紙様式（供給物審査願）

令和 年 月 日提出

最高裁判所 御中

参加者の住所

代表者の氏名及び印（又は署名）

印

供 給 物 審 査 願

下記件名の入札に参加したいので，別添資料により供給物品等の審査をお願いします。

記

1 件 名

音声翻訳機の購入

2 提出資料（別添のとおり）

（機種名： ）

※供給する物品のメーカー，製品名，同物品が仕様書に求める規格，機能を満たしていることを示す書面（一覧表等）及びカタログ（又は詳細図面）。

※仕様書（規格等）の要求要件の順に沿って対応がわかるように一覧表の形で記載し，要求要件を満たすことを示してください。また，カタログ等の製品名や機能にはラインマーカを付してください。

3 提出内容の問い合わせ先

連絡担当者の所属部署，氏名及び電話番号（名刺の添付でも可。）

仕 様 書

第 1 件名

音声翻訳機の購入

第 2 調達物品

別紙要求仕様のとおり

第 3 引渡場所及び数量

最高裁判所（東京都千代田区隼町 4 番 2 号） 10 台

第 4 引渡期限

令和 3 年 3 月 22 日

第 5 引渡作業

最高裁判所から指示された場所へ搬入することとし、設置作業までは必要ない。

第 6 保証

本件機器については、引渡後、初期不良が判明した場合には受注者の負担により速やかに代替品と交換すること。また、引渡期限の翌日から最低でも 1 年間の無償保証期間を設け、この期間内に、明らかに利用者の故意によると判断されるものと最高裁判所との間で協議が整ったもの以外の故障又は異常については、無償での修理又は代替品との交換等により速やかに対応することとし、無償保証期間中の対応方法は契約締結後、最高裁判所に提示すること。

第 7 特記事項

- 1 本契約に関連して受注者側に発生する通信交通費（出張旅費、最高裁判所等への連絡交通費、連絡用車両の損料及び電話、郵便等の通信費）、機器等の搬入等に関する費用については受注者の負担とし、別途最高裁判所に対し請求しないものとする。
- 2 受注者は、本契約に関連して最高裁判所が質問に対する回答、検査及び資料の提出等を求めた場合には、適切に応じること。
- 3 この仕様書に定めのない事項及びその他疑義のある場合には、その都度、最高裁判所及び受注者が協議して定めるものとする。

(別紙)

要 求 仕 様

調達物品は以下を満たす、音声翻訳サーバーに接続する専用デバイス（SIM 内蔵）10 台とする。

1. 機器要件

機能	音声翻訳	以下に示す音声翻訳を有すること - 発話音声から文字認識し、結果を表示する - 発話音声の文字認識結果を翻訳し、結果を表示する - 翻訳結果を読み上げる - 音声翻訳サーバーに接続をしなくても翻訳ができる
	定型登録	- よく使う定型文を登録しておけること - 定型文の読上げができること
	翻訳結果確認	- 翻訳結果を逆翻訳した結果を確認できること
	音声翻訳エンジン	すべての言語において国立研究開発法人情報通信研究機構（NICT）の音声翻訳技術を使用した音声翻訳エンジンを採用していること
機器	外形	- 小型で持ち運びが可能であること - 片手で操作できるサイズであること - （目安 W×H×D（mm） 130×60×11 - 重量 130g）
	給電方式	- バッテリー駆動により有線で給電せず利用ができること - 1 回のバッテリー充電により 5 時間の連続利用が可能であること
	通信	- 国内無線通信キャリアが提供する通信が利用できること - 令和 4 年 3 月までの通信費が含まれていること
	付属品	- バッテリー充電ケーブルおよび国内仕様の AC アダプター - SIM カード
参考規格品	e T a l k 5 みらい P F モデル	

2. 対応言語

音声認識	日本語、英語、中国語(簡体字)、中国語(繁体字)、韓国語、タイ語、ベトナム語、インドネシア語、ミャンマー語、フランス語、スペイン語、ポルトガル語(ブラジル)
翻訳	日本語と以下に示す 11 言語の双方向の翻訳 英語、中国語(簡体字)、中国語(繁体字)、韓国語、タイ語、ベトナム語、インドネシア語、ミャンマー語、フランス語、スペイン語、ポルトガル語(ブラジル)
音声読上げ	日本語、英語、中国語(簡体字)、中国語(繁体字)、韓国語、タイ語、ベトナム語、インドネシア語、ミャンマー語、フランス語、スペイン語、ポルトガル語(ブラジル)

3. 音声翻訳サーバーのセキュリティ要件

ログの取扱い	翻訳ログ※は再利用せず、削除されること(24時間ごと) ※翻訳ログ: サーバー上に蓄積される利用者が入力したテキスト、用語等の文字データ・音声データ、音声翻訳サーバーで生成した音声認識結果や対訳等の文字データ・音声データ及びそれらを再生成(逆翻訳)した文字データ・音声データ
サーバーの設置場所	日本国内であること
サーバーの構築運用基準	総務省の参照技術要件集※の多言語自動翻訳サービス事業者(要件)に対応できていること ※参照技術要件集: 「政府機関における多言語自動翻訳システムの導入のための参照技術要件集」 https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/language_barrier_free/02tsushin03_04000402.html
監査・認証	情報セキュリティに関する国際規格 ISO/IEC27001、27017 の取得、もしくはそれと同等の管理基準であることを、第3者機関を通じて証明できること 本要件は、音声翻訳エンジンを設置するクラウドサーバ、データセンターが適合しているだけでは不十分であり、音声翻訳エンジンをサーバーに構築し、運用する事業者が満たす必要がある。